明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委二〇）　一

〔告　示〕

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号二の規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数の一部を改正する件（環境一〇七）　五

○平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示（原子力規制委一三）　五

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件（防衛二五四）　四

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条の規定により、対象施設の管理者として指定した件（同二五五）　五

〔官庁報告〕

国家試験　五

令和二年度建設機械施工技術検定合格者公告（国土交通省）　五

〔公　告〕

諸事項　五

裁判所
破産、免責、再生関係　五

特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　八

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　八

会社その他
会社決算公告　八

規則

○原子力規制委員会規則第二十号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十七条の七第四項並びに第五十九条第一項及び第三項並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の三第一項並びに第十八条第一項及び第三項の規定（これらの規定を同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月十七日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志